

《 基本的な方針 》 学校の再開に当たっては、次の四点について重点的に取り組む。

◎ 感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が、同時に重なる場を徹底的に回避する。
- ・他学年との接触の機会を可能な限り回避する。(清掃は「密」の軽減になるので縦割班で実施。)
- ・学級単位での教育活動を行うことを、基本とする。

◎ 子どもたちの様子や状態を、よく観察する。

新たなスタートに向けた十分な交流の場などの不足。新型コロナウイルス感染への不安、外出や、スポーツができないことへのストレス、基本的な生活習慣の乱れなど、長期休業後の子どもたちと同様に、よく「観察する」ことが大切。

◎ 新学年に向けての意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」、「今年度も頑張ろう」という意識付けをする。

◎ 未学習内容の確実な実施(新学習内容と同時に進める。)

《 内容 》

I 感染症予防のための対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では、風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる現状にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者、その家族や医療従事者等に対して、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないように適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

ア 毎朝、登校前に「検温」し、「風邪症状の有無」を記録用紙に記入する。

イ 発熱(37℃以上を目安、ただし個人差あり)や、咳、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感の風邪症状、味覚、嗅覚異常などがある場合は、家庭で休養させるようにし、出席停止の扱いとする。

※発熱症状がなくても感染している場合もあるため、日常の様子を十分観察し、健康状態の変化に気付く目をもつ。

ウ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、相談にのり、児童、及び保護者の気持ちに寄り添うように留意する。

② 学校での健康観察

ア 登校前に検温ができなかった児童は、「明道ホール」で検温し、体調不良のないことを確認後、教室に入る。体調不良の場合はスマイルルームで待機する。

イ 朝の会での健康観察は、児童の様子を十分に観察しながら、入念に行う。

ウ 養護教諭は、記録用紙での報告を確認し、必要に応じて学級担任と相談する。個々の記録は、しっかりと残しておく。

- エ 授業者は、常時児童の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な児童には、積極的に声をかけ、体調の変化の早期発見に努める。
- オ 37℃以上の発熱（個人差あり）や風邪症状（腹痛等）がある場合は、直ちに保護者に連絡し、早退、休養させる。
- カ 味覚、嗅覚に異常を感じた場合も保護者に連絡して、早退、休養させる。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 手洗いや、咳エチケットの徹底
 - ・特に、ハンカチの携帯を指導する。
- ② 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で、免疫力を向上できるよう指導する。

(3) 感染症対策の留意点

- ① 教室、職員室等の換気の徹底 ～密閉対策として～
 - ア 換気の際は、窓や出入口扉等を2か所以上開ける。寒い場合等は、窓を閉めずに、衣服で調整する。
 - イ 1時間に2回以上、30分に1回以上（5～10分程度）、窓や出入口を広く開けて換気する。複数の窓がある場合は2方向の窓を開放する。
 - ・休み時間は、出入口を開ける（授業後に、担任が指示する）。
 - ・換気扇がある場合は、常時、使用する。
 - ・休み時間には、窓を5分程度、全開する。
 - ・授業途中でも、必要に応じて換気する。
 - ② 児童間の距離の確保 ～密集・密接対策として～
 - ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。確実に1mは空ける。
 - ・座席はつけずに、できるだけ離す。
 - イ 授業中は、当面の間、常にマスクを着用するとともに、身体の接触をできるだけ避ける。
 - ・グループ活動は、当面の間、行わないような指導の工夫をする。
 - ウ 合唱や楽器演奏を行う音楽の授業、常時密集活動となる体育での単元の授業は、時期を入れ替えるなど工夫して行う。
 - ③ 手洗いの徹底について
 - ・学級担任から指導する。
 - ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。
 - ・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、作業・実技等の前後は特に入念に手洗いをを行う。
 - イ 状況に応じて、手をアルコール消毒する。
 - ④ 校内の消毒（次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、又は漂白剤希釈液）
 - ア 教室やトイレ等の場所で、多くの生徒が手を触れる箇所、ドアノブ（取っ手）、机、椅子、手すり、スイッチ、蛇口、トイレレバー等）は、1日2回以上消毒液を使用して清拭する。（各担任、各担当）
 - ・消毒等の準備 → 養護教諭
 - イ 消毒作業は教職員で行い、児童には行わせない。
 - ⑤ 教具・用具について
 - ア できる限り教具・用具の共有は避ける。
 - イ 共有した場合は、授業後に必ず手を洗わせる。

ウ 共有しなければならない教具・用具は、適宜消毒液で清拭する。

⑥ 清掃時の留意点

ア 不要な接触を避ける

- ・清掃班の分担にしたがって、割り振った場所を決めて行う。

イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。

- ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し、無言清掃を徹底する。

ウ すべての窓を大きく開けて、清掃する。

エ 終了後は、必ず石けんで手を洗う。

オ 清掃は、普段の清掃の方法を基本とするが、必要に応じて変更して行う。

⑦ 登下校時の留意点

ア 登校の際は、不要な接触がないように気を付けながら登校させる。会話しながらの登校はしない。(マスク着用)

イ 昇降口に多くの児童が密集しないように注意し、速やかに教室に行くようにさせる。

ウ 下校時に、昇降口に密集しないよう、下校班にすぐ整列するなどの指導をする。

エ 下校の際も、不要な接触がないように気を付けながら、下校させる。

⑧ 給食時の留意事項

ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。

- ・自分の給食は、自分で配膳する。
- ・手洗いの徹底をする。
- ・対面給食をせずに、前向きで、黙って食べる。

イ 給食当番は、学年ごとに時間をできるだけずらして、配膳室に給食を取りに行かせる。

(4) 教職員の感染症対策

*職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切になる。

① 教職員各自で行う予防・発生時対策

ア 出勤前に検温を行ってから、出勤する。

イ 発熱(37℃以上を目安)や、風邪症状がある場合は、出勤しない。

- ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず特別休暇等とする。

ウ 勤務中は、授業中でも職員室でも、マスクを使用する。

エ 職場以外でも、不要不急の外出や、人の集まる場所等への出入りを控える。

オ 感染者の発生状況をニュース等で各自チェックし、情報を把握する。

カ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や、接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

ア 全員で換気を徹底する。

イ 教室では、教員と生徒、生徒間の机をできるだけ離す。

- ・会議等の中止や短縮、必要に応じた業務場所の分散に取り組む。

ウ 会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

3 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

ア 児童の感染が判明した場合

- ・市教委の判断により、臨時休校とし、全児童を出席停止とする。

イ 児童が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・濃厚接触者と認められる場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して、最低14日間は出席停止とし、症状を観察する。

ウ 児童等に発熱等の風邪症状が見られるとき

- ・安全に帰宅させて、症状がなくなるまでは、自宅で休養するように指導する。

(2) 医師による「意見書」、及び保護者からの「登校届」は、状況により提出が必要な際には、保護者に提出依頼する。

(3) 発生報告について

感染が確認された生徒、濃厚接触者に特定された生徒等について情報を得た場合は、市教委、及び学校医に報告する。なお、検査の結果、感染が判明した場合は、医療機関から本人に診断結果が伝えられるとともに、保健所にも届け出がなされる。

4. 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

(1) 児童が感染した場合・・・児童は治癒するまで出席停止。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

(2) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は、傷病休暇。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

(3) 児童や教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ・・・・児童は最低14日の出席停止。当該教職員は、自宅待機や入院等。

《濃厚接触者の範囲》

○ 学校での参考例

- ・換気していない教室や職員室等で、長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教室や職員室の座席が、感染者の両隣り、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることのできる近い距離で会話した、など。

○ 一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居、あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染が疑われる者を、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の飛沫や体液等の汚染物質に、直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れること、又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防なしで、患者と接触があった者

* 感染確認2日前に接触も該当と考えられる。

II 教育活動

1 各種集会等について

ア 学校行事

- ・集会等は、行わない。
- ・始業式や終業式は、座席の間隔を最大限広く取り、歌等をカットして、短時間で行う。
- ・授業参観、学年懇談等は、当分の間、行わない。
- ・PTA 総会は、書面配付のみとし、承認の可否で審議決定とする。（4/20 承認済）

- ・家庭訪問（課題配付等は別）は行わず、電話にて希望する保護者を対象に短時間で行う。（5 /1までに済）
- ・運動会は、規模縮小による実施、又は中止の両方を想定し、決定する。
- ・修学旅行は、今後の状況を考え、実施の可否や、内容等を決定する。
- ・校外学習は、3つの密に照らし合わせ、発生のリスクが高い場合には、実施を見合わせる。
- ・健康診断は、学校医の指導を受け判断する。（年度内に実施）実施の場合は、会場や実施方法を工夫する。
- ・自然生活体験宿泊学習は、11月に延期したが、市の方針で中止のため実施しない。ただし日帰りの活動は実施の可能性はある。
- ・臨海自然教室は県の方針を受けて決定する。

イ 児童会活動

- ・3つの密に該当する活動は避ける。

2 子どもをよく「観察する」

- 観察の視点
 - ・行動の変化を、見る
 - ・からだの反応を、見る
 - ・以前と異なる表情や会話の変化を、見る
- 次のような症状がある場合には、「県西健康福祉センター」等に相談するよう、保護者に指導を行う。
 - ア 風邪の症状や、普段の体温以上の発熱が、続いているとき。
 - イ 強いだるさ（倦怠感）や、息苦しさ（呼吸困難）があるとき。
- 環境の変化により、不安や緊張から、不適應へのリスクが高まる可能性があることにも留意する。

- ・関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用
- ・できること、得意なことに着目した授業や見取り
- ・複数の職員でよく観察する、情報共有する

3 未履修内容の扱い、家庭学習について

- 各学年で未履修事項を確認し（担当学年に周知済）、できる限り1学期の学習内容に含める。時数は増やさずに実施する（状況に応じて夏季休業を短縮）。
- 1学期中に学習できない内容は、令和元年度未指導内容と同じ系統性の内容を指導する際に扱う。
- 教育課程に位置付けない補習として扱う。（朝の学習、つつじっこタイム）
- 「思考・判断・表現」の学習・・・①「思考力育成」に特化したワークブック、プリント、ノートの記述等 ②登校日、家庭訪問時など児童と直接やり取りをすることによる把握。
- 学習状況の適切な把握・・・ワークブックや書き込み式のプリント、レポートの作成、ノートへの学びの振り返りの記録、学校再開後に小テストの実施等。

Ⅲ PTA活動 外部団体関連行事等

- 各専門部の活動・・・全て延期
- 地域行事への参加・・・関係機関との連絡、連携により、実施の可否、参加決定をする。
- 各種研修会参加・・・実施状況に応じて、出張する。体調が悪い場合は、欠席する。